

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るための事業が実施できるよう、合併市町村特有の財政需要をかんがみ、適切な財政措置を講じること。
2. 合併特例債については、現下の建設事情を取り巻く状況にかんがみ、特例期間を延長すること。